

業務指示書

インドネシア国食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuheij@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年10月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑開発及び農業政策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/灌漑排水計画）】

- 1) 類似業務の経験：灌漑排水計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業政策/社会経済】

- 1) 類似業務の経験：農業政策/社会経済に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.00755 円, US\$1 = 111.403 円, EUR1 = 130.250 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/灌漑排水計画
農業政策/社会経済

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

26.50 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月16日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インドネシア国食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/灌漑排水計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業政策/社会経済	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】**1. プロジェクトの背景**

インドネシアの農業は対 GDP 比で 13.4%、労働人口の 33%を占める (Statistics Indonesia 2016 BPS)、同国の重要なセクターである。

同国の主食であるコメについては、その生産量が増加傾向にあり、自給率も 90%前後で推移している。他方で、コメ価格の安定化、食品価格のインフレ鎮静化、備蓄を目的としたコメの輸入が継続的に行われている。また、2015 年にはエルニーニョ現象による大規模干ばつ被害が生じ、隣国からコメの緊急輸入が行われた。毎年平均 1.4% ずつの人口増加がみられる同国において、食料供給体制を強化し、コメの自給を達成することが重要な政策課題となっている。このため、同国政府は国家中期開発計画 (2015 年～2019 年) において、食料自給の達成及び食料主権の確立を掲げ、コメ生産量を 7,100 万トン/年 (2014 年) から 8,200 万トン/年 (2019 年) (籾殻ベース) へ増産する目標を設定している。

コメの持続的な安定生産には灌漑施設が欠かせないが、1960 年代から 1970 年代にかけて建設された灌漑施設については、建設後から長期間経過したことによって老朽化が進行している。それら既存の灌漑施設は近年の気象条件の変化 (降雨パターン・降雨量の変化) による河川流量の変動に対応していない。また、必要に応じ灌漑面積を増加させ、コメ生産量を増加させる機能を有していない。このため、国家中期開発計画においては、同計画のコメ生産目標を達成するために 100 万ヘクタール相当の新規灌漑開発や、300 万ヘクタール相当の既存施設の改修を目標に掲げている。一方、近年の同国における急速な経済発展に伴う社会経済条件の変化から、農業の担い手、労働力不足も懸念されており、営農や維持管理の機械化、そのための圃場の大区画化など、灌漑稲作の近代化を念頭にいた灌漑排水施設整備を行うことが重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえインドネシア政府は、1993 年に JICA の支援により策定した灌漑開発マスタープラン (Formulation of Irrigation Development Plan (FIDP)) を全面的に見直すこととし、改めて食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略の策定への支援を日本に要請、これに応じて JICA は、2018 年 3 月にプロジェクトの枠組み等について取り纏めた討議議事録 (R/D: Record of Discussions) をインドネシア政府と合意・署名し、今般「インドネシア国食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略策定プロジェクト」(以下、本プロジェクト) を実施することとなった。

2. プロジェクトの概要**(1) プロジェクト目標**

プロジェクトで作成する戦略を基に、インドネシア公共事業・国民住宅省水資源総局が灌漑開発及び既存灌漑施設の改修・近代化に係る事業計画を策定する。

(2) プロジェクト期間

2018 年 12 月～2021 年 5 月

(3) 期待される成果

- ・ 灌漑面積の推移予測を含むコメ生産と備蓄の長期ロードマップが考案される。
- ・ 新規灌漑開発のポテンシャル、改修および近代化によるコメ増産の可能性、見通しを明らかにするとともに、それらを具現化するための灌漑施設開発・管理

の長期戦略が作成される。

(4) 対象地域

インドネシア全国

(5) 活動の概要

○活動Ⅰ：食料安全保障のための将来的なコメ生産目標の設定と灌漑排水整備の方向性検討

I-1 2015年時点におけるFIDPの達成状況のレビュー

I-1-1 各流域¹における水資源の高ポテンシャルエリアの利用・未利用状況の把握

I-1-2 各流域における土地資源の高ポテンシャルエリアの利用・未利用状況の把握

I-2 灌漑に関する現状分析

I-2-1 灌漑稲作を取り巻く現状と課題の分析

I-2-2 中央政府、地方政府、水利組合の灌漑地区管理に係る役割についての分析

I-3 食料安全保障に関する政策のレビュー

I-4 長期的なコメの需要分析

I-4-1 コメ需要に関する基礎情報の収集・レビュー

I-4-2 過去のコメ消費トレンドの分析

I-4-3 将来のコメ需要予測

I-5 長期的なコメの供給分析

I-5-1 コメ供給に関する基本情報の収集・レビュー

I-5-2 過去のコメ供給トレンドの分析

I-5-3 長期的なコメ供給可能量の予測

I-6 長期的なコメの需給バランスの分析

I-7 将来的に必要なコメ供給量に対する灌漑水田面積の設定

I-7-1 必要となる灌漑水田面積の設定に用いる要素の選定

I-7-2 必要となる灌漑水田面積の設定

I-8 灌漑面積、施設整備水準および社会経済などに基づく対象地域の類型化および課題分析

I-8-1 既存資料および「I-1 2015年時点におけるFIDPの達成状況のレビュー」結果に基づく高ポテンシャルエリアの特定

I-8-2 類型ごとの課題分析、および対策の方向性の検討

I-8-3 類型ごとの参加型水管理制度と施設維持管理面の現状と課題について分析

I-8-4 フェーズⅡの進め方（見直し結果）について検討

○活動Ⅱ：新規灌漑開発・管理のための中長期戦略の策定

Ⅱ-1 新規灌漑開発の高ポテンシャルエリアの選定と中長期戦略の策定

Ⅱ-2 既存灌漑改修の高ポテンシャルエリアの選定と中長期戦略の策定

Ⅱ-2-1 機能低下度合いの調査

Ⅱ-2-2 既存灌漑改修対象エリアに対する改修・整備戦略の策定

Ⅱ-3 対象エリアに対する近代化戦略の策定

¹ 本調査における「流域」とは、MPWH（公共事業・国民住宅省）の水資源総局河川流域機関が区分設定した河川流域を指す。インドネシアでは133の河川流域に区分されており、流域単位で調査分析することを想定している。

- II-3-1 営農技術を含む近代化枠組みの検討
- II-3-2 対象エリアに対する近代化戦略の策定
- II-4 食料安全保障政策への提言

○活動 III : 活動 1 及び 2 についての合意形成

- III-1 活動 1 の成果について、全国レベルのセミナーを開催し合意形成する。
- III-2 活動 2 の成果について、全国及び地域レベルのセミナーを開催し合意形成する。

○活動 I～III 共通 :

- I 本邦土地改良区関係者のインドネシア訪問
- II インドネシア関係者の本邦招へい

(6) 関係官庁・機関

プロジェクトのカウンターパート (以下 C/P) 機関は次のとおり。

責任機関 : 公共事業・国民住宅省水資源総局灌漑・沼沢局 (Directorate of Irrigation and Lowland (DOLL), Directorate General of Water Resources (DGWR), Ministry of Public Works and Housing (MPWH))

関係機関 : 国家開発企画庁 (Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency (BAPPENAS))
経済担当調整大臣府 (Coordinating Ministry of Economic Affairs (CMoEA))
内務省 (Ministry of Home Affairs (MoHA))
土地・空間計画省 (Ministry of Land Affairs and Spatial Planning (MoLASP))
農業省 (Ministry of Agriculture (MoA))

(7) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

全国灌漑開発プログラム形成調査 (1992 年～1993 年)

3. 業務の目的

本業務は、食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略を策定することにより、インドネシア政府の国家中期・長期開発計画の実現ならびに灌漑事業計画の策定とその実施に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2018 年 3 月 9 日に JICA がインドネシア公共事業・国民住宅省と締結した R/D (Record of Discussion) に基づき実施するものである。コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 長期戦略の期間

本業務で作成する長期戦略は、先方実施機関との合意に基づき、2020 年から 2044

年の25年間をターゲットとする。

(2) コメの需給動向の見通しに応じた灌漑開発・管理の戦略策定

本業務は、将来的なコメの生産ポテンシャルや、消費量、備蓄量等の需給見通しを分析し、それらを踏まえて安定的な食料自給を達成するために必要な灌漑開発・管理の戦略を策定することを目的とする。戦略検討においては、昨今のインドネシア社会経済の動向など農業を取り巻く環境変化を分析した上で、灌漑稲作の近代化に資する戦略策定となるよう留意する。

(3) 本業務の進め方

<活動1>

対象地域はインドネシア全国ではあるものの、まずは水や土地に関する既存の灌漑地区のデータベース、インベントリ、統計その他資料等を収集し、それらを基に2015年時点でのFIDPの達成状況²、灌漑に関する現状やコメの供給・需要に関する分析を行う。そのうえで、各流域における現時点の高ポテンシャルエリアを明らかにする(活動1-1~1-7)。次に、各高ポテンシャルエリアに対し、水資源量や農地面積等の物理的な条件に加え、近年の作付多様化、労働力の変化など営農状況に係る変化を踏まえ、各エリアを幾つかのパターンに整理することにより各エリアを類型化する。その上で、各類型が抱える課題に対して対策の方向性を検討する。さらに活動1の類型化結果を踏まえ、需給バランスを満たすために必要な高ポテンシャルエリアを選定し(以下「対象エリア」)、その中で戦略策定のために必要な新規灌漑開発対象エリアと既存灌漑改修対象エリアを明確にした上で、活動2の進め方について必要に応じ見直しを行う。(活動1-8)。

活動1では、既存資料の収集・分析をベースとしつつ、必要に応じて現地調査を行うこととする。

(※ 添付資料1を参照)

<活動2>

活動1で検討した各類型および選定した対象エリアの中で、新規灌漑開発と既存灌漑改修の戦略策定のために現地調査が必要となるエリア(以下「選定エリア」；新規・既存含めて4エリア程度³)を選定の上(II-1、II-2)、営農技術および灌漑開発・管理における近代化の戦略を策定する(II-3)。最後に、これまでの活動結果を元に食料安全保障政策への提言を取りまとめる。

(※ 添付資料2を参照)

<活動3>

活動1、2と並行しながら、地域レベル、全国レベルのセミナーを開催する。

<活動1~3共通>

活動1、2、3と並行しながら本邦土地改良区関係者のインドネシア訪問、および

² 2015年~2019年の国家中期開発計画の策定時と比較する。

³ 複数のエリアを纏めて1エリアとして調査対象とする場合も有り。

インドネシア関係者の本邦招へいを実施する。

(4) プロジェクト成果の国家開発計画への取り込み

本プロジェクトの成果は、プロジェクトで作成する戦略が国家中期開発計画及び国家長期開発計画に取り込まれることで、安定的に発現されるものである。そのため、インドネシア政府が戦略を受け入れられるよう、責任機関である DGWR/MPWH のみならず、上記 2.(6) の関係機関へのプロジェクトの作業計画、進捗状況等の情報共有と意見交換に努める。

(5) インドネシア政府の関連調査、資料の活用

インドネシア政府は、2017 年 4 月までに、降雨及び河川流量、GIS を活用した土地利用、国営灌漑システムの灌漑面積及び運用状況、スマトラ島及びジャワ島の利水可能量等の調査を行った。これら、本プロジェクトとの関連性が高い調査資料をはじめ、各省庁が保有する関連データを漏れなく入手することに努め、作業効率の向上を図る。

(6) データ間の不整合の補正

省庁或いは部局が独自に所有する類似情報で、データ間の不整合が見られる場合には、適宜補正を行った上で諸分析作業に着手することが必要である。なお、補正したデータについては、補正したデータ項目、補正方法について報告書に記載し、先方関係者と共有されるよう留意する。

(7) 国際的な食料安全保障の取り組みの把握

インドネシアは、東アジア地域において大規模災害等の緊急時に備える ASEAN+3 緊急コメ備蓄 (ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve (APTERR)) の加盟国である。このような、インドネシアが参加する国際的な取組の動向や、インドネシアの関与状況等についても情報収集し、コメの需給分析に反映する。

(8) 本邦灌漑管理手法の紹介

我が国は、多くの灌漑システムを有し、農民参加型灌漑管理手法のモデルともなる土地改良区による灌漑管理の全国展開や、ストックマネジメント手法の導入などの先進的な方法が採用されている。本プロジェクトでの戦略作成において、これら本邦の取り組み事例を参照するため、インドネシア側関係者の本邦招聘、本邦土地改良区関係者によるインドネシアでの意見交換会を実施する。コンサルタントは、土地改良区等の灌漑管理に係る活動内容を本業務で把握し、インドネシアにとっての有用性にも配慮して、意見交換会の議題を調整する。なお、活動の詳細及びコンサルタントの分担は、「6. 業務の内容」に記載する。

(9) C/P のオーナーシップの確保

本業務は、インドネシア政府の戦略策定を支援するものであり、業務実施のプロセスにおいて C/P の能力向上を図ることが重要である。コンサルタントはインドネシア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて、現地側の持続的な能力向上を図るために、可能な限りの工夫を凝らす

こと。

(10) 広報活動

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義や活動内容とその成果を、インドネシア、日本両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めることし、広報素材の収集を積極的に行うこと。具体的な広報方法については、プロポーザルにて提案を行うこと。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

第1期 (2018年12月～2020年4月)

【国内業務】

<活動1～3共通>

(1) インセプションレポート案の作成・協議

本プロジェクトの関連情報及び現時点で収集可能な資料・情報により本プロジェクトの背景を含む全体像を把握・分析し、業務実施に関する基本方針、活動方法、実施体制、スケジュールを記載したインセプションレポート案を作成する。その後、JICA 農村開発部に説明、意見交換を行い、その結果をインセプションレポートに反映する。

【現地作業】

<活動1～3共通>

(2) プロジェクト実施体制の確認

実施体制についてR/Dで確認しているが、プロジェクトの実施に当たり、この実施体制を再確認するとともに、具体的なC/Pメンバーの配置についても確認する。

(3) インセプションレポートの説明・協議

確定したC/Pメンバーに対してインセプションレポート案を説明して意見交換を行い、合意を得る。

(4) 政策・制度に関する基礎情報の収集

本業務に関連する国家長期開発計画、国家中期開発計画をはじめとする、食料安全保障(輸出入、国内外の備蓄を含む)、農業開発、灌漑開発・管理に関する基礎的な政策、計画、法令、組織体制(国及び地方行政組織)を、C/P等を通じて情報収集する。

(5) 関連分野の概観把握

人口動態や所得階層等の社会経済状況(農業分野におけるジェンダー動向を含む)、降雨量や洪水被害発生状況等の自然状況、土地利用、農業生産、農産物流通、食料消費、備蓄、灌漑・農業インフラ等の既存資料を収集し、本プロジェクト関連

分野の現状を概観する。また、上記（４）で収集した政策・制度情報と併せて、関連分野の課題を推定し、以降の活動で収集・分析が必要な情報を特定する（なお、本項以降の分析作業については、適宜必要な情報を追加収集することを共通して想定しており、特段の記載がない限り、コンサルタントの判断により必要な追加収集作業を行うことを妨げない）。

<活動 1（食料安全保障のための将来的なコメ生産目標の設立）関連>

（６）2015年時点における FIDP の達成状況のレビュー

- ① 各流域における水資源の高ポテンシャルエリアの利用・未利用状況の把握
- ② 各流域における土地資源の高ポテンシャルエリアの利用・未利用状況の把握
全国の農業生産指定区域⁴の面積、位置その他の情報を州ごとの地方開発企画庁等から情報収集する。その他資料による補完も踏まえて、FIDP において算出された水ポテンシャル及び土地ポテンシャルから推定した流域毎の灌漑ポテンシャル面積及び開田可能面積と、最新の灌漑面積とを比較し、流域毎の FIDP の目標達成状況を評価する。なお、農業生産指定区域に係る情報収集調査は、現地再委託での実施を可とする。

（７）灌漑に関する現状分析

- ① 灌漑稲作を取り巻く現状と課題の分析
現在の稲作における営農状況、労働力や流通ほか社会経済的な条件について、既存の資料や関係者からの聞き取り、協議等を通じて情報収集し、現状と課題を分析する。
- ② 中央政府、地方政府、水利組合の灌漑地区管理に係る役割についての分析
現在の灌漑稲作における中央政府、地方政府、および水利組合におけるそれぞれの灌漑設備の管理方法等について、既存の資料や関係者への聞き取り等により情報収集する。

（８）食料安全保障に関する政策のレビュー

農産物の生産、消費、輸出入、国内・国際的な備蓄、天候不順時などの緊急事態における対策等の食料安全保障に関する政策、計画、法令、組織体制の詳細を把握し、課題分析を行う。なお、本作業はコメを主対象とするが、食料安全保障政策の対象となるその他の農産物についても概要を整理することとする。

（９）長期的なコメの需要分析

- ① コメ需要に関する基礎情報の収集・レビュー
過去 20 年間におけるコメの消費量を、既存資料等で整理する。この際、家庭消費、外食用、加工用、輸出向け、備蓄向け等の仕向け先で分類を行う。また、可能な場合には、特定消費（和食などの外国食提供用等）にインドネシア国

⁴ 地方開発企画庁（Regional Development Planning Agency (BAPPEDA)）および土地・空間計画省（Ministry of Land Affairs and Spatial Planning (MoLASPI)）が農業生産地域として指定している区域。

内で生産されていないコメの消費量と、それ以外を区分けする。

② 過去のコメ消費トレンドの分析

人口動態、所得向上に伴う食に対する嗜好の変化等の消費サイドの動向から、長期的なコメ消費の傾向について地域毎に分析する(可能な限り州別に集計)。不作によるインドネシア国内生産量の短期的減少による消費量の減少など短期的な変動要因と、長期的傾向を区別・留意して可能な限り丁寧な分析を行うこと。

③ 将来のコメ需要予測

上記②で分析した手法を用いて、2044年までのコメ需要量を予測する。

(10) 長期的なコメの供給分析

① コメ供給に関する基本情報の収集・レビュー

過去20年間におけるコメの供給量を、既存資料等で整理する。この際、インドネシア国内生産、輸入、備蓄取り崩し等の供給元で分類を行う。

② 過去のコメ生産トレンドの分析

農地面積、灌漑農地面積、単収、農業労働人口等の生産サイドの動向から、長期的なコメ生産の傾向を、州別或いは島別等可能な限り地域毎に分析する。なお、生産トレンドの分析要素の特定は、これ以降の分析にとっても重要であることから、分析に用いるデータ及び具体的な分析手法をプロポーザルにて提案すること。天候不順等により短期的に極端な生産減が生じている期間の扱いと、このような短期的変動とその要因がこれ以降の分析作業に与える影響・関係についてもプロポーザルで言及すること。

③ 長期的なコメ供給可能量の予測

上記②で分析した手法を用いて、2044年までのコメ供給量(生産、輸入、備蓄取り崩し等を含む)を予測する。

(11) 長期的なコメの需給バランスの分析

上記(9)、(10)で分析されたコメの需要・供給予測に基づき、2044年までの需要量に対する供給量の過不足を算定し、不足が生じる場合にはそれを賄うために必要な供給量を目標量として算出する。この際、流通実態に応じて州別或いは島別等可能な限り地域毎に算出する。

(12) 将来的に必要なコメ供給量に対する灌漑水田面積の設定

① 必要となる灌漑水田面積の設定に用いる要素の選定

上記(11)のロードマップの基礎となる、供給目標量のうち生産量を達成するために必要な灌漑水田面積を設定するための要素を検討する。具体的には、灌漑整備レベルに応じた面積および単収、等を地域毎(州や島ごと)に検討する。

② 必要となる灌漑水田面積の設定

上記①で検討された要素に基づき、必要な灌漑水田面積を算出する。この際、(11)①の整理に応じて、可能な限り地域毎に算出する。

(13) 灌漑面積、施設整備水準および社会経済状況などに基づく対象地域の類型化および課題分析

- ① 既存資料および「1-1 2015年時点におけるFIDPの達成状況のレビュー」結果に基づく高ポテンシャルエリアの特定
FIDP達成状況のレビュー結果に基づき、主として自然条件（水、土地）から各流域における現時点の高ポテンシャルエリアを特定する。さらに、作付多様化、労働力の変化、など営農環境の変化も踏まえ、各高ポテンシャルエリアの課題を分析しタイプ別に整理（類型化）する。
- ② 類型ごとの課題分析、および対策の方向性検討
各類型が抱える課題を分析し、各課題に対する対応策の方向性を類型ごとに検討する。
- ③ 類型ごとの参加型水管理制度と施設維持管理面の現状と課題についての分析
既存の資料から、各類型の参加型水管理制度と施設維持管理面の現状と課題について分析する。
- ④ フェーズⅡの進め方（見直し結果）について検討
上記①～③において、類型ごとに整理した現状、課題、および対応策を基に、需給予測バランスを満たすために必要な高ポテンシャルエリアを選定（以下、「対象エリア」）の上、新規灌漑開発対象エリアと既存灌漑改修対象エリアを明確にする。そして、フェーズⅡにおける各類型の新規灌漑開発および既存灌漑改修の戦略策定に向けて、フェーズⅡの実施方法等について必要に応じて見直しを行う。

<活動3（活動1及び2についての合意形成）関連>

（14）全国レベルのセミナーの開催

全国の農業・灌漑関係の行政機関職員等を招集したセミナーを開催し、C/Pとともに上記（4）～（13）の取りまとめ結果を説明する。セミナーの招集範囲はC/Pと協議して決定することとするが、100名程度の参加を想定している。

<活動1～3共通>

（15）本邦土地改良区関係者のインドネシア訪問

上記5.（7）に関連し、MPWH職員等をはじめとするインドネシア関係者に、本邦での取り組み事例を紹介するため、本業務中にJICAが本邦関係者をインドネシアに派遣し、インドネシア側の関係者と意見交換を行うことを予定している。コンサルタントは、JICA農村開発部の指示のもと、先方実施機関の受入確認、関連灌漑地区の視察の企画・調整、意見交換会で供する本件業務成果に関する資料の作成・説明、意見交換会開催にかかるロジ支援（含む結果取りまとめ）を行う。当該活動に係るJICAとコンサルタントとの費用分担については「第3 業務実施上の条件」6.（1）参照。

本活動は、第1期中に2回（活動1開始時（調査開始から2か月目）、活動1の終了及び活動2の開始前（同17か月目）、本邦からの渡航者5名/回、派遣期間5日（本邦とインドネシアの移動を含む）を想定しているが、業務開始後に本邦関係機関及びC/Pとの協議・調整により決定する。

【国内業務】

（16）インドネシア関係者の本邦招へい

本邦における灌漑施設・管理を学ぶため、MPWH等のインドネシア側プロジェクト関係者を本邦に招へいし、土地改良区が維持管理を行っている灌漑地区の視察、農林水産省等の本邦灌漑関係機関との意見交換を行う。

本活動は、活動1の中間段階の1回、1週間程度（インドネシアと本邦の往復移動を含む）、招聘者6～10名程度を想定しているが、来日候補者のリストアップ、日程案など具体的には業務開始後にJICAが本邦関係機関及びC/Pとの協議により決定する。費用計上については「第3 業務実施上の条件」6.（2）参照。

<活動1～3共通>

【現地業務】

（17）レポートの作成・提出

① プロGRESSレポート

活動期間の中間段階までの進捗状況を記載したPROGRESSレポートを作成し、C/Pの承認を取り付けたうえでJICA農村開発部に提出する。

なお、PROGRESSレポート作成は、中間段階での進捗確認を行うために作成するものとする。

② インタリムレポート

同様に上記（4）～（10）の調査完了時に、それらの取りまとめ結果、並びに活動2および3の作業方針を記載したインタリムレポートを作成のうえ提出する。

これらレポートの記載事項（案）についてはプロポーザルにて提案すること。

第2期 2020年6月～2021年5月

<活動2（灌漑開発・管理のための長期戦略の策定）関連>

（18）新規灌漑開発の高ポテンシャルエリアの選定と中長期戦略の策定

上記（13）で特定される新規灌漑開発対象エリアのうち、新規灌漑開発戦略の策定のために現地調査の対象となるエリアを選定する（以下「選定エリア」）。選定にあたっては、（18）で選定された新規灌漑開発対象エリアの中から、活動1における将来的なコメの供給量に対する灌漑水田面積、対象エリアの現状と課題（（13）②）、地域間のバランス、投資効果（想定事業費に対するインパクトの程度）、国家中期開発計画などの上位計画との整合性など、総合的に検討を行う。

更に、事業化優先度、想定事業費（概算）の情報を加えて灌漑開発にかかる中長期戦略を策定する。事業化優先度については（12）②で算出された灌漑水田面積目標の達成貢献度、地域間バランスに配慮した実施スケジュールなど、可能な限り客観的な判断基準を提示すること。事業費については既存事業の実績等、入手可能な面積当たり単価による推定を可とする。

併せて、本戦略が二次情報に基づいていることに鑑み、事業化に際し実施すべき追加的現地調査・作業を検討し提案する。

（19）既存灌漑改修の高ポテンシャルエリアの選定と中長期戦略の策定

上記(13)で特定される既存灌漑改修エリアのうち、既存灌漑開発戦略の策定のために現地調査の対象となるエリアを選定する(以下「選定エリア」)。選定にあたっては(18)で選定された既存灌漑開発対象エリアの中から、活動1におけるコメの需給バランス予測、対象エリアの現状と課題((13)②)、地域間のバランス、投資効果(想定事業費に対するインパクトの程度)、経過年数、中期開発計画などの上位計画との整合性など、総合的に検討を行う。具体的には、選定エリアについて以下の調査を実施し、中長期戦略を策定する。

① 機能低下度合の調査

ア. 選定エリアの情報の整理

選定エリア内の既存灌漑開発事業の整備年、灌漑面積、施設現状、改修実績等を整理したリストを作成する。リスト作成にあたっては、既存のインベントリ等を活用する

イ. 灌漑排水施設の健全度調査

上記の選定エリアの改修工事履歴、取水記録、近年の降雨パターンの変化に応じた灌漑用水の不足状況、維持管理状況を、管理事務所からの聞き取り等で把握する。加えて、現地踏査による目視(水路や分水ゲート等の一般構造物)により施設の健全度を調査する。本調査については現地再委託を可とする。

なお、健全度の判定方法については、我が国の農林水産省が策定した「農業水利施設の機能保全の手引き」⁵を参照のうえ、効果的かつ効率的な作業工程・方法を検討のうえ、プロポーザルにて提案すること。

ウ. 灌漑排水施設の改修方法の検討

施設の重要性も踏まえた上で、前項イの調査結果から、施設種別毎の改修の必要性、改修の範囲・時期(一括全面改修、段階的部分改修)、手法(補修、補強、更新)を検討する。なお、改修については単に「原状回復」を目的とするだけではなく、農業近代化を踏まえた「改良」も念頭に置くこと。施設のライフサイクルコストの最適化を念頭に検討することとするが、中央、州、県各政府の公共事業として実施可能な改修単位にも留意すること。

② 選定した既存灌漑改修対象エリアに対する改修・整備戦略の策定

ア. 施設改修調査の方法の検討

施設の重要度、健全度を判定するための調査方法、及び改修事業の優先順位決定のための指標を検討する。

イ. 施設改修方法の検討

施設改修調査の結果による改修方法の選定手法を検討する。

ウ. 戦略の策定

上記ア、イの検討を踏まえ、これらを実現するために必要な諸施策や実施体制、改修事業を含めた実施スケジュール等から構成される戦略を検討する。改修・整備戦略の策定にあたっては、次項の「近代化戦略」を念頭に置くこと。

(20) 選定エリアに対する農業近代化戦略の策定

① 農業技術を含む近代化枠組みの検討

前項の(18)(19)で選定したエリアにおいて、社会経済状況の変化に伴って必要とされる、灌漑稲作を中心とする農業近代化の枠組みを検討する。具体

⁵ <http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/>

的には、施設の維持管理(機械化、農民参加型維持管理含む)、農業機械の普及等営農技術の普及、農地・農業労働力といった生産資源の維持・活用方策等の諸施策を検討する。

② 選定エリアに対する近代化戦略の策定

上記近代化の枠組みに基づき、灌漑地区の近代化に向けた諸施策の実施体制、実施スケジュール等から構成される戦略を検討する。

(21) 食料安全保障政策への提言

これまでの活動で得られた検討結果に基づき提言を取りまとめる。

<活動3 (活動1及び2についての合意形成)>

(22) 地域レベル、全国レベルのセミナーの開催

農業・灌漑関係の行政機関、水利組合、農業団体・企業を参集したセミナーを開催し、C/Pとともに業務の成果を説明する。全国レベルは、業務の成果を説明するセミナーを開催する。セミナーの招集範囲はC/Pと協議して決定することとするが、全国レベルは100名程度、地域レベル(ボルネオ、スマトラ、スラウェシ、ジャワの4島各1回を想定。ただし、具体的にはC/Pとの協議により決定する。)は50名程度/回の参加を想定している。

<活動1～3共通>

(23) ドラフト・ファイナルレポートの作成・提出

全体の現地作業終了時に、これまでの活動結果を取りまとめたドラフト・ファイナルレポートを作成し、C/Pに説明の上、JICA農村開発部に提出する。

<活動1～3共通> (「5. 実施方針・留意事項(7) 本邦灌漑管理手法の紹介」関連)

(24) 本邦土地改良区関係者のインドネシア訪問

本プロジェクトの参考とするため、本業務中にJICAが本邦関係者をインドネシアに派遣し、MPWH職員等のインドネシア関係者と意見交換を行うことを予定している。留意事項及び経費は第1期(15)と同様であり、また、本活動に必要な経費は本見積りで提出することも同様。

なお、本活動は、本業務中に1回(活動2の中間時点(16か月目))、派遣者5名程度、派遣期間5日程度(本邦とインドネシアの移動を含む)を想定しているが、具体的には、業務開始後にJICA及びC/Pとの協議により決定する。

【国内業務】

(25) インドネシア関係者の本邦招へい

本プロジェクトの参考情報を得るため、MPWH等のインドネシア側のプロジェクト関係者を本邦に招へいし、土地改良区が維持管理を行っている灌漑地区の視察、農林水産省等の本邦灌漑関係機関との意見交換を行う。留意事項及び経費は第1期(16)と同様であり、また、本活動に必要な経費は本見積りを提出することも同様。

なお、本邦招へいは、活動2の中間段階の1回、1週間程度(インドネシアと本

邦の往復移動を含む)、招聘者 6~10 名程度を想定しているが、具体的には、業務開始後に JICA 及び C/P との協議により決定する。

<活動 1 ~ 3 共通>

(26) プロジェクト完了報告

現地活動の完了後に、JICA 農村開発部が開催する報告会に参加し、プロジェクト結果について説明する。

(27) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する C/P 及び JICA のコメントを受けてファイナルレポートを作成し、JICA 農村開発部に提出する。

(28) 業務完了報告書（和文）の作成と報告

7. 機材の調達及び調達支援

(1) 機材の調達

コンサルタントが本業務の実施にあたって必要と思われる機材については、プロポーザルに提案し、本見積りに計上する。なお、プロポーザルには①機材名、②数量、③基本的仕様、④見積価格、⑤現地調達の可否、⑥用途、⑦必要と判断される理由を記載すること。最終的に調達が必要と JICA が判断した機材は、JICA の指示に基づき、コンサルタントが調達する。

(2) 留意点

上記機材の調達方法等については「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則って対応する。事業用物品については、機材調達後、コンサルタント業務従事月報に「貸与物品リスト」を添付し、提出するとともに、コンサルタントが適切な管理を行う。加えて、本業務終了時に JICA と協議の上、先方実施機関に引き渡すものと JICA インドネシア事務所で保有するものとに区分し、必要な手続きを行う。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、第一期はインテリムレポート、第二期はファイナルレポートとする。

	レポート名	提出時期	部数
第一期	業務計画書（第一期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：2 部
	インセプションレポート	2018 年 12 月	和文：3 部 英文：10 部

	プログレスレポート	2019年8月	和文：3部 英文：10部
	インテリムレポート	2020年4月？	和文：3部 英文：10部
第二期			
	業務計画書（第二期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：2部
	ドラフト・ファイナルレポート	2021年4月	和文（概要）：3部 英文：22部 尼文 ⁶ （概要）：20部
	ファイナルレポート	2021年5月	和文（概要）：10部 英文：30部 尼文 ¹ （概要）：20部 CD-R：5部

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、関係者との会合等で広く配布するものについては、未製本で構わない。

（2）業務完了報告書（和文）

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① ファイナルレポートの概要

（MPの概要、MPの具体化に向けた提案、各活動の実施スケジュール等を含める）

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

添付資料

- ア. 業務フローチャート
- イ. 業務人月表
- ウ. 招へい受け入れ実績
- エ. 調査用資機材実績（引き渡しリスト含む）
- オ. 合同調整委員会議事録等
- カ. その他調査活動実績

提出時期： 業務終了時

⁶ 尼文は、Bahasa Indonesia（インドネシア語）で作成する。

部 数： 和文 3 部

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 1 章第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA 農村開発部に報告するものとする。

- ア 当月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 当月の活動で新たに得たインドネシア国灌漑開発に係る知見
- ウ 活動に関する写真
- エ WBS⁷
- オ 業務進捗バーチャート

(4) その他提出資料

1) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した各種調査等の業務結果については、現地再委託先から提出があり次第、速やかに JICA に提出する。

2) 収集資料

本業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリストの一式を提出する。

⁷ WBS (Work Breakdown Structure) : プロジェクトのスコープ管理の為に、プロジェクトの目的や目標を達成するために必要なすべてのアウトプットと活動をブレイクダウンしたバーチャートのこと。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。契約は期間毎に締結する。

(1) 第1期：2018年12月～2020年4月

(2) 第2期：2020年6月～2021年5月

(合計29か月)

なお、より効率的・効果的な業務工程が想定できる場合はプロポーザルにおいて提案すること。

第1期

2018年度				2019年度												2020年度
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
▲								▲								▲
Inception Report				Progress Report								Interim Report				

第2期

2020年度										2021年度	
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
										▲	▲
Draft Final Report										Final Report	

2. 業務量目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 31.00M/M

第2期 約 31.00M/M

合計 約 62.00M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。専門家人数は必要最小限とし、一人の専門家が可能な限り長期間派遣されることが望ましい。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付および目安を超える格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 総括/灌漑排水計画 (2号)
- 2) 農業政策・社会経済 (2号)
- 3) 灌漑排水施設
- 4) 水文/水資源評価

- 5) 土地資源評価/GIS
- 6) 維持管理/水利組合
- 7) 農業生産・営農

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペース/事務所機材の提供
- (3) 地図や写真を含むデータの提供

4. 配布資料及び閲覧資料

【配布資料】

- ・インドネシア国「食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ・インドネシア国「食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略プロジェクト」R/D

【公開資料】

- ・インドネシア国「全国灌漑開発プログラム形成計画調査最終報告書」
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000031623.html>
- ・インドネシア国「灌漑施設リハビリ計画調査主報告書（要約）」
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000161386.html>

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。再委託に必要な経費は本見積りとする。

- (1) 農業生産指定区域に係る情報収集調査（本指示書6.（6）に記載のもの）
- (2) 灌漑施設の健全度調査（本指示書6.（19）①イに記載のもの）

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 見積りに計上する費用

- (1) 本邦土地改良区関係者のインドネシア訪問

本邦関係者との調整はJICAが行い、その渡航経費（インドネシア国内の移動経費含む）はJICAが負担するが、それ以外に要する経費（会場借り上げ、資料印刷、通訳および資料翻訳）はコンサルタントが契約金額から支弁するものとし、それら経費は本見積りに計上すること。

- (2) インドネシア関係者の本邦招へい

本招へいは「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に従い「実施業務」を行う。本活動に必要な経費は本見積りに計上すること。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情勢については、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA インドネシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、全額消費税課税とすることを想定している。

以上